

Ⅲ 補足資料

「マイナンバー（法人番号）に係る対応」に対する意見・要望

平成27年6月4日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



マイナンバー（法人番号）に係る対応」に対する意見・要望（1）

提案タイミング	意見・要望等	検討内容（回答）
<p>第13回ワーキンググループ</p> <p>【議題】 「第6次NACCS詳細仕様中間報告（案）について」に対する意見</p>	<p>（意見）（関係団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー検討について 現状の輸出入者符号（12桁）からマイナンバー（13桁（予測）＋枝番）への変更について無符号者の防止の観点では効果があると考えられるが、桁数の増加による個社システム改修の懸念がある。NACCSでの輸出入者符号とマイナンバーの内部変換など考慮出来ないかご検討いただきたい。 	<p>御意見を関税局及び税関へお伝え致します。</p>
<p>第14回ワーキンググループ</p> <p>【議題】 「第13回WG後における意見報告」に対する意見</p>	<p>（意見）（航空 更改専門部会委員）</p> <p>NACCS更改と同じ平成29年10月に輸出入者符号をマイナンバーに切替えることは以下のことから困難と考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 輸出入者が対応できるか 平成27年秋にマイナンバーが発行されてからの作業になり、NACCS更改まで2年間しかない。 ② 通関業者が対応できるか 申告用の顧客データを各社持っていると思うが、更改前と更改後で簡単に切替えることができるか疑問がある。（通関業者に関しては、他にも問題が有ると考える。） ③ 税関発給コードが思ったよりも増えていない まだまだ、JASTPROコードの方が税関発給コードより断然多いのが現状である。何故、税関発給コードへの切替えが進まなかったのか。 <p>提案であるが、平成27年秋から2年掛けて、JASTPROコードと税関発給コードにマイナンバーを電話番号のように紐付けさせればよいのではないか。</p>	<p>御意見を関税局及び税関へお伝え致します。</p>
	<p>（委員意見）（関係団体）（海上 通関WG委員）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでのJASTPROコード及び税関発給コードとの紐付けはあるのか。 ② 現在、JASTPROコード及び税関発給コードで積み上げた実績はマイナンバーに移行した場合に反映されるのか。 ③ 同荷主で、通常コードとAEO輸出コードで区別しているものがあるがどうなるのか。 ④ 支店コードで登録していたものはどうなるのか。 ⑤ 今回は法人番号の記載に関してのみで個人での輸入者は該当しないと考えてよいか。 	<p>御意見を関税局及び税関へお伝え致します。</p>

マイナンバー（法人番号）に係る対応」に対する意見・要望（2）

提案タイミング	意見・要望等	検討内容（回答）
<p>第16回ワーキンググループ</p> <p>【議題】 「マイナンバー（法人番号）に係る対応について」に対する意見</p>	<p>（意見）（関係団体）（海上 通関WG） 現行、航空の一部の貨物のみ必須で入力している『識別符号』について、次期では必須入力の項目としているが、これには反対で、任意としていただきたい。必須入力の項目とするならば、輸入者情報のみの符号としていただきたい。ここでいう輸入者情報のみの符号とは、「個人から法人」を例にすると輸入者の情報「法人」のみを識別符号入力対象として必須とし、輸出者の情報「個人から」については識別符号の対象から外していただきたいと言う事である。基本的には、必須とすることには、反対である。</p>	<p>「識別符号」につきましては、皆様のご意見を踏まえ検討したうえで、再度、WGに提示いたします。</p>
	<p>（意見）（航空 通関WG）</p> <p>① 17桁のNACCS用輸出入者コードについては、NACCS/税関でデータ管理され、利用者に無償提供される必要があると考える。また、新旧対照表についても同様と考える。</p> <p>② 『識別符号』の運用は、通関業者にとって過大な負担となる懸念があり、物流の迅速化に逆行している。現状の2種類が運用上の限界と思われるため再考いただきたい。</p>	<p>①法人番号の管理等（新旧対照表を含む）は、御意見を踏まえ関係者と相談の上、検討致しますが、管理対象数が膨大であり、その費用負担をどなたに求めるかも検討の課題と考えております。</p> <p>②「識別符号」につきましては、皆様のご意見を踏まえ検討したうえで、再度、WGに提示いたします。</p>
	<p>（意見）（関係団体）（海上 通関WG）</p> <p>① 1 ページ目の次期仕様で「法人番号が入力された場合は、これまでと同様に会社名・住所等の自動補完を可能とするサービスの提供についても検討する。」という項目については、国税局から法人コードの情報提供をして頂き、是非とも実現してほしい。</p> <p>② 法人番号に移行しても、NACCS上で法人番号が確認できる現行のIIE業務のような仕組みは必要という意見が多い。</p> <p>③ 現状は、JASTPROコード、税関発給コードを入力することで会社名、住所等を自動補完する仕組みができています。これと同様に、新たに法人番号の項目を輸出入申告書に追加した場合においても、法人番号から自動補完するような仕組みにできないか？（そのためには、現状登録済みのJASTPROコードと税関発給コードに、法人番号を紐づける必要と、新たにJASTPROコードと税関発給コードを登録する際の項目に法人番号を追加する必要があると思われる。）</p>	<p>①②③ 御意見を踏まえ、検討致します。</p>

マイナンバー（法人番号）に係る対応」に対する意見・要望（3）

提案タイミング	意見・要望等	検討内容（回答）
<p>第16回ワーキンググループ</p> <p>【議題】 「マイナンバー（法人番号）に係る対応について」に対する意見</p>	<p>(意見) (関係団体) (海上通関WG)</p> <p>① 法人番号の入力は必須であるが、個人番号においては、その番号が判明している場合、入力をしてもらいたい。</p> <p>② 個人と法人の線引きがはっきりわからない。 例えば、通関書類上の輸出者及び輸入者が個人名で記載されている場合、純粋な個人なのか又は個人事業主かはっきりしないケースが考えられる。 この様な場合において、マイナンバー及び識別符号扱いはどのようになるのでしょうか。</p> <p>③ 導入するマイナンバーにおいて、現在の輸出入者番号を使用した通関実績等を引き継ぐようにして頂きたい。</p>	<p>① 法人番号については、その入力を必須としておりますが、個人番号が利用できる行政手続が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により規定されておりますので、現時点では税関による制度周知リーフレットに記載されているように、個人番号の記載は不要です。</p> <p>② 法人番号が通知されている場合は、個人事業主であってもその入力を必須としております。</p> <p>③ 御意見を関税局及び税関へお伝え致します。</p>
	<p>(意見) (航空 通関WG)</p> <p>① 登録番号が17ケタとなることで簡単に覚えられる桁数ではなくなる為、13ケタのみでの運用は考えられないのか？</p> <p>② 現在NACCSでは輸出入者名が自動補てんされるが、今後記載される英名は法人番号と同じ表記となるのか？ 枝番を運用する上でどのように表示を行う予定なのか？</p> <p>③ 識別符号について、法人と通関会社と分かれているが、実際何を持って分けるのか？ 海外法人についてはその判断が難しい為、分けることは困難である。</p>	<p>① 枝番の必要性については、他のご意見、ご要望を踏まえ、検討致します。</p> <p>② 輸出入者名の表記につきましても、他のご意見、ご要望を踏まえ、検討致します。</p> <p>③ 「識別符号」につきましては、皆様のご意見を踏まえ検討したうえで、再度、WGに提示いたします。</p>
	<p>(意見) (関係団体)</p> <p>一般申告、AEO申告を区別する枝番管理（申請、承認）を税関にしていきたい。 また、枝番の4桁は多いと考えているが如何。</p>	<p>御意見を関税局及び税関へお伝え致します。</p>

マイナンバー（法人番号）に係る対応」に対する意見・要望（4）

提案タイミング	意見・要望等	検討内容（回答）
<p>第17回ワーキンググループ</p> <p>【議題】 「第16回WG後における意見報告」に対する意見</p>	<p>（意見）（航空 通関WG） 法人番号の具体的な管理は今後提案されるものと考えているが、本日の回答において「管理にあたって発生する費用負担も検討の課題」とされているが、NACCSに登録される法人番号については、利用者に対しては無償で開示されて然るべきだと考える。今般の法人番号の導入は、国が主導となって進めているものであり、費用負担が検討課題となるというのは、趣旨からしておかしいのではないかと感じる。</p>	<p>法人番号の登録件数は莫大であり、国税庁が公開するデータベースをそのまま第6次NACCSで使用することは考えていません。現在NACCSに登録されている輸出入者コードをベースとして、法人番号の情報をどのようにリンクさせていくかを検討しているが、NACCSに登録する法人番号については、利用者様へは然るべき方法で開示していきたいと考えています。また、今回の国の施策は、法人番号の入力をいただき行政効率の向上等を図ろうとするものと理解しており、輸出入者コードと法人番号を関連づけることによる会社名、住所、電話番号等の情報の活用は、申告・申請行為を行うための便利機能と位置付けられるものとなります。これら便利機能を提供するための管理には一定のコストが発生することになり、そのためのシステム開発の費用対効果等も踏まえ検討を行うが、いずれにせよなたかに費用負担をお願いすることになると考えています。</p>
	<p>（意見）（航空 通関WG） 法人番号のすべてがNACCSに登録されるわけではなく、一方で国税庁にて公開予定のデータベースには英文の表記が無いという状況となるが、通関業者としては、NACCSに登録されていない法人番号も全て必須で入力することは困難である。NACCSに登録されていない法人番号を入力してもその番号の存在チェックも行われず、或いは会社名・住所等も全て手入力するとなれば、結果として誤入力が起こる可能性も高くなり、ひいては通関業者の非違・誤謬となるのかという問題もある。通関業者にとっては多大な負荷になることから、NACCSに登録がされていない法人番号については任意入力としていただきたい。</p>	<p>誤入力の扱いについては、検討させていただきます。いずれにしても国として法人番号の利用を推進していきたいと考えているため、法人番号の入力についてご理解いただきたい。</p>